

図表1 中小企業の青色欠損金の繰戻し還付制度

制度の概要

青色申告書を提出する事業年度に欠損金が生じた場合、翌事業年度以降に繰り越すのではなく、欠損金が生じた事業年度開始の日の前1年以内に開始した事業年度の所得金額に繰戻し、既に納めた法人税から、欠損金の分だけ還付を受けることができます。

中小法人（資本金1億円以下の法人。大法人の100%子会社を除く。）が欠損金の繰戻し還付の適用を受けるためには、以下の条件を満たす必要があります。

- ① 欠損金が生じた事業年度、その事業年度の前1年以内に開始した事業年度ともに青色申告書で確定申告していること
- ② 欠損金が生じた事業年度の青色申告書を提出期限内（原則として事業年度終了の日の翌日から2か月以内）に提出していること
- ③ 欠損金の繰戻しによる還付請求書を欠損金が生じた事業年度の確定申告書に添付して提出していること

（注）適用期間は、令和4年3月31日までに終了する事業年度において欠損金額が生じた場合です。

※ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、対象となる法人の範囲が資本金1億円超～10億円以下の法人まで拡大されています。この対象を拡大する特例は、令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金額について適用されます。

還付請求できる法人税の額

=

前期の法人税額

×

$\frac{\text{当期の欠損金額}}{\text{前期の所得金額}}$

※ 前期の所得金額が限度となります。

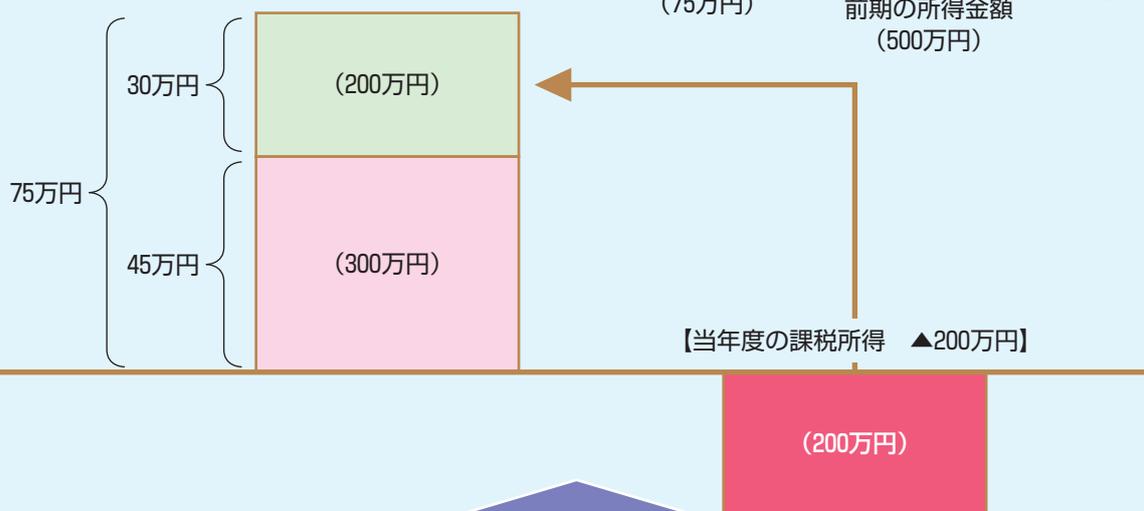
計算式

【前事業年度の課税所得 500万円】

法人税額 500万円 × 15% = 75万円

【還付額の計算】

前期の法人税額 (75万円) × $\frac{\text{当期の欠損金額 (200万円)}}{\text{前期の所得金額 (500万円)}} = 30万円$



前年度の課税所得500万円から当年度の欠損金200万円を控除して法人税額を計算すると45万円となります。
既に支払った税金75万円と45万円の差額30万円が還付請求額と考えるとわかり易くなります。